

SNS を活用した敦賀・若狭エリア宿泊滞在促進事業 仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、「令和7年度嶺南地域産業育成支援事業 若狭路魅力総合発信事業(SNS を活用した敦賀・若狭エリア宿泊滞在促進事業)」(以下「本業務」という。)に適用する。

2 目的

本事業は、宿泊者目線からの SNS を通した敦賀・若狭の宿の魅力発信・拡散のため、SNS キャンペーンを実施するためのものである。併せて、キャンペーンの結果を宿泊施設に共有することで、宿泊施設の整備意欲を喚起することを目的とする。

3 本業務の実施方針

- (1)委託者は、この契約の履行について自己に代わって監督し、または指示する監督職員を定めるものとする。
- (2)本業務を実施する上で、監督職員が必要と認める資料の作成については、監督職員と協議の上、受託者の責任において実施するものとする。
- (3)受託者は、委託者が開催する本業務に関連する会議の資料を作成するとともに、会議に同席し、資料等の説明を行うものとする。
- (4)その他、契約書および本仕様書に記載されていない事項、定めのない事項については、随時、委託者、受託者両方で協議して定めるものとする。

4 業務内容

- (1)本業務における業務内容は、次のとおりとする。

上記2の目的に適合するコンセプトを設定し、それに基づき、戦略的に「SNS を活用した敦賀・若狭エリア宿泊滞在促進事業」を実施する。

- (2)具体的内容

① コンセプトの設定

ア 「宿を楽しむ」をテーマとし、SNSアカウントの運用における基本的な発信方針となるコンセプトを設定すること。

② 若狭路インスタフォトコンテストの実施

ア 期 間

委託契約期間 契約締結時～令和8年3月31日(火)

投稿募集期間 LP 制作完了日～令和8年1月31日(土)まで

イ 内容

- a 若狭路の宿に宿泊した観光客が、宿の写真および動画(部屋、料理、外観等)を撮影し、アンケートに回答したうえでSNS(インスタグラム)に投稿を促進させるための取り組みと期間中に投稿された写真・動画の管理・運営

[細部留意事項]

- ・投稿する際の条件として、①若狭湾観光連盟の公式アカウントをフォロー②青々吉日のインスタグラムをフォロー③「#若狭路お宿 2025」をつけて投稿することを条件とすること。
- ・事業実施に当たっては、別添2の別紙1のような応募規約を設けること。また、運営上必要がある場合は応募規約内容について追記、修正等を行うこと。

- b 優れた応募作品を活用して若狭路での宿泊を誘引する広報活動などの取り組みの企画の実施をすること。

[細部留意事項]

- ・投稿された写真や動画は、委託者が公式サイトや観光パンフレット等への使用、委託者が許可し

別添 2

た団体等に使用させることがあることを周知すること。

・動画撮影にあたっては、ドローン撮影を行う場合は法令、条例を遵守すること、また、BGM等の音楽を使用する場合はオリジナルかフリー音源を使用するなど、著作権の問題が発生しないようにすることを周知すること。

・プロカメラマン等により、投稿された写真の質を評価(生成 AI 画像の排除等)できるようにすること。

ウ 広報

a 告知用チラシ類の作成

・当事業への参加促進に繋がるような効果的な内容が分かりやすいデザインとし、県内の宿泊施設や主要観光地などに配置する。なお、配置場所、配送先、配送個数は受託者選定後、委託者と協議して決定する。製作物の発送および費用負担は、契約金額に含むものとする。

・チラシは A4 カラーで 20,000 部作成すること。

・チラシの管理(足りなくなった施設への送付や枚数の把握など)は受託者が行うこと。

b SNS 広告での周知

・インスタグラムの広告などで、当事業の PR を行うこと。

・その他、若狭湾観光連盟のインスタグラムにて参加を導くような投稿、案内を画像または動画付きで投稿すること。また、その投稿は、月に 5 回以上行うこと。

c その他

・事業実施について、Web サイトに掲出するためのコンテンツを制作した場合は若狭路魅力総合発信(ホームページによる情報発信)事業、青々吉日(web サイト)事業の受託事業者と効果的に連携を図り実施すること。

・広報・宣伝等は、可能な限りパブリシティーを活用した広報・宣伝に配慮すること。

・当連盟の公式インスタグラムにおいて、投稿された画像等を週 3 回以上リポストすること。

・その他、効果的な広報・宣伝等を工夫すること。

エ LP の制作

a キャンペーンの LP を制作し、下記内容等を掲載すること。

【参加方法、景品、また投稿例(写真・リール動画)】

b LP のドメイン取得・レンタルサーバー料は契約金額に含むものとする。

オ 当選者の景品選定、当選者の選定・発送について

a 当事業の応募者(応募規約最上段に記載)の中から抽選で当選者を選定すること。

b 当選者への景品を選定する。プレゼントは敦賀・若狭エリアに関連した商品とし、種類は複数用意すること。

c 当選者と連絡をとり景品を発送する。なお、景品の購入費・発送経費については契約金額に含むものとし、景品購入費用は落札金額の 10% 以上とすること。

カ アクセス等結果分析・レポート化

a LP へのアクセス結果や SNS での反応結果等について、毎月報告すること。

b 報告内容は、宿泊施設などに提供を予定しているため、難解な表現や専門用語の使用はなるべく避けること

5 共通事項

(1) 運営業務および連絡調整

① 本事業に伴う運営事務局としての業務を実施すること。

② 本事業の内容に関する質問や問合せは、原則受託者で受付し回答すること。また、その内容は委託

別添 2

者に報告すること。但し、判断が困難な場合は速やかに委託者に確認すること。

(2)実施報告書の提出

- ① 事業全体の実施結果と併せて、事業実施報告書を作成し、委託者に提出すること。(15 部)

(3)その他

- ① 実施企画の提案について

本書に記載の内容に則り、具体的に提案すること。

- ② 広報やサイトに使用する画像等は、委託者が所有していない場合、受託事業者において対応すること。

6 製作等に係る注意事項

- (1)契約により生じた契約目的物の所有権は、当該目的物に相当する委託料が完済されたときに、受託者から委託者へ移転するものとする。
- (2)すべての成果物が第三者の著作権、特許権およびその他の権利を侵害していないことを保証すること。
ただし、委託者の責に帰すべき事由により権利侵害となる場合を除く。
- (3)成果物の著作権の取扱い、次の各号に定めるところによる。
 - ① 受託者は、著作権法(昭和45年法律第48号)第21条(複製権)、第27条(翻訳権、翻案権等)、第28条(二次的著作物の利用に関する原作者の権利)に規定する権利について、委託者に無償で譲渡するものとする。
 - ② 委託者は、著作権法第20条(同一性保持権)第2項第3号または第4号に該当しない場合においても、その使用のために、成果物を改変または任意の著作者名で任意に公表することができることとする。
- (4)受託者は、本業務に係る契約締結後、速やかに業務工程表を提出すること。
- (5)受託者は、委託者から提供を受けた個人情報を含む一切の情報を第三者に漏らしてはならない。
- (6)受託者は、本仕様書に示されていない事項が生じたときは、委託者とその都度協議すること。
- (7)業務を遂行する上で必要な許可・資料等は、受託者において手配するものとし、当該手続きに発生する費用は契約金額に含むものとする。
- (8)製作に際して必要な旅費等の費用は、契約金額に含むものとする。
- (9)委託業務期間のもとより委託業務期間終了後も、当該事務で知り得た機密、個人情報等の取り扱いについて厳守すること。
- (10)成果品において、重大な誤りがあった場合、回収、修正、再製作等の必要な処置を講ずること。
- (11)その他必要事項について、受託者選定後に別途指示(指示がない場合は協議の上、決定)するものとし、その結果、提案があった品目、デザインやイラスト等の仕様が変更となる場合がある。

7 打合せ

受託者は、業務を円滑に遂行するため、随時監督職員と打合せを行うものとし、打合せの際、協議事項を相互に確認するものとする。

8 資料等の収集および返還

本業務の実施上、必要な関係資料等の収集については、監督職員と協議の上、受託者の責任において収集するものとする。

また、委託者より貸与された関係資料等は、本業務完了後直ちに返還するものとする。

9 成果の帰属

成果物の所有権はすべて委託者に帰属するものとし、委託者は、成果物について本契約の目的にしたがって独占的に使用することができるものとする。受託者は、いかなる形においても委託者の許可なく本成果物を発表、または引用してはならない。

また、当事業に係る取材により撮影された映像および写真については、原則として委託者に帰属することとする。